

浜松市告示第 6 9 8 号

平成 2 0 年浜松市告示第 3 9 0 号（入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示）の一部を次のように改正し、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

令和 6 年 9 月 2 0 日

浜松市長 中 野 祐 介

改正前	改正後
第 1 建設工事の請負契約に係る競争 入札等参加者に必要な資格 1 ～ 3 （略） 4 申請書等の提出 入札参加資格の審査を受けよう とする者は、定期審査においては次の各号に掲げる書類のうち、第 1 号 に掲げる書類は 1 1 月 1 日（同日 が、浜松市の休日を定める条例（平成元年 1 2 月 2 0 日浜松市条例第 7 6 号）に規定する市の休日（以下 「休日」という。）に当たるときは その翌開庁日。以下同じ。）から 1 1 月 3 0 日（同日が、休日に当たる ときはその前開庁日。以下同じ。） までの間に、インターネットを使用して申請（以下「電子申請」という。） し、電子申請した当該第 1 号に掲げ る書類及び第 2 号から第 2 3 号ま での書類について、市長が必要と認 める書類を 1 1 月 3 0 日までに提出 しなければならない。ただし、電 子申請の方法によらない場合は、第	第 1 建設工事の請負契約に係る競争 入札等参加者に必要な資格 1 ～ 3 （略） 4 申請書等の提出 入札参加資格の審査を受けよう とする者は、定期審査においては次の各号に掲げる書類のうち、第 1 号 に掲げる書類は 1 1 月 1 日（同日 が、浜松市の休日を定める条例（平成元年 1 2 月 2 0 日浜松市条例第 7 6 号）に規定する市の休日（以下 「休日」という。）に当たるときは その翌開庁日。以下同じ。）から 1 1 月 3 0 日（同日が、休日に当たる ときはその前開庁日。以下同じ。） までの間に、インターネットを使用して申請（以下「電子申請」という。） し、電子申請した当該第 1 号に掲げ る書類及び第 2 号から第 2 3 号ま での書類について、市長が必要と認 める書類を 1 1 月 3 0 日までに提出 しなければならない。ただし、電 子申請の方法によらない場合は、第

4号から第23号までの書類について、市長が必要と認める書類を1月30日までに提出しなければならない。追加審査及び随時審査においては次の各号に掲げる書類のうち、第4号から第23号までの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。当該提出が郵送によるときは、消印の日を提出した日とみなす。

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 入札参加資格更新申請書「使用印鑑届」

(3) 入札参加資格更新申請書補助シート

(4) 入札参加資格審査申請書「使用印鑑届」

(5) 業者情報入力票

(6) 工事経歴書

(7) 経営規模等評価結果通知・総合評定値通知書

(8) 技術者一覧

(9) 上水道管布設調書（該当者のみ）

(10) ISO取得認証を証明する書類（取得している場合のみ）

(11) 障害者雇用状況報告書（該当者のみ）

(12) 営業所一覧（建設業許可の業種を確認できるもの）

(13) 災害協定の写し（該当者のみ）

4号から第23号までの書類について、市長が必要と認める書類を1月30日までに提出しなければならない。追加審査及び随時審査においては次の各号に掲げる書類のうち、第4号から第23号までの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。当該提出が郵送によるときは、消印の日を提出した日とみなす。

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 入札参加資格更新申請書

(3) 入札参加資格更新申請書「使用印鑑届」

(4) 入札参加資格申請書補助シート

(5) 入札参加資格審査申請書「使用印鑑届」

(6) 業者情報入力票

(7) 経営規模等評価結果通知・総合評定値通知書

(8) ISO取得認証を証明する書類（取得している場合のみ）

(9) 障害者雇用状況報告書（該当者のみ）

(10) 営業所一覧（建設業許可の業種を確認できるもの）

(11) 災害協定の写し（該当者のみ）

<u>(14) 人的関係に関する申告書</u> <u>(15) 商業登記事項証明書</u> <u>(16) 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書</u> <u>(17) 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書</u> <u>(18) 市・県民税の特別徴収義務者の指定書の写し</u> <u>(19) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険への加入を証明する書類（該当者のみ）</u> <u>(20) 社会保険等に関する報告書（該当者のみ）</u> <u>(21) 法人番号を確認できる書類の写し（法人番号を有する者のみ）</u> <u>(22) 協力雇用主登録証明書の写し</u> <u>(23) その他必要と認める書類</u> 5 ～ 1 0 （略） 第 2 建設工事関連業務の委託契約に係る競争入札等参加者に必要な資格 1 ～ 3 （略） 4 申請書等の提出 (1) 入札参加資格の審査を受けようとする者は、定期審査においては次に掲げる書類のうち、アに掲げる書類は 1 1 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの間に電子申請し、電子申請した当該アに掲げる書類	<u>(12) 人的関係に関する申告書</u> <u>(13) 商業登記事項証明書</u> <u>(14) 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書</u> <u>(15) 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書</u> <u>(16) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し</u> <u>(17) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険への加入を証明する書類（該当者のみ）</u> <u>(18) 社会保険等に関する報告書（該当者のみ）</u> <u>(19) 法人番号を確認できる書類の写し（法人番号を有する者のみ）</u> <u>(20) 協力雇用主登録証明書の写し（該当者のみ）</u> <u>(21) 不当要求防止責任者講習の受講修了書の写し（該当者のみ）</u> <u>(22) その他必要と認める書類</u> 5 ～ 1 0 （略） 第 2 建設工事関連業務の委託契約に係る競争入札等参加者に必要な資格 1 ～ 3 （略） 4 申請書等の提出 (1) 入札参加資格の審査を受けようとする者は、定期審査においては次に掲げる書類のうち、アに掲げる書類は 1 1 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの間に電子申請し、電子申請した当該アに掲げる書類
---	---

及びイからツまでの書類について、市長が必要と認める書類を1月30日までに提出しなければならない。ただし、電子申請の方法によらない場合は、エからツまでの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。追加審査及び随時審査においては次の各号に掲げる書類のうち、エからツまでの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。当該提出が郵送によるときは、消印の日を提出した日とみなす。

ア 入札参加資格審査申請書

イ 入札参加資格更新申請書「使用印鑑届」

ウ 入札参加資格更新申請書補助シート

エ 入札参加資格審査申請書「使用印鑑届」

オ 業者情報入力票

カ 技術者一覧

キ 登録証明書

ク 測量等実績調書

ケ 基準日直前1年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書

コ 人的関係に関する申告書

サ 商業登記事項証明書

シ 市税の納付又は納入状況照会

及びイからツまでの書類について、市長が必要と認める書類を1月30日までに提出しなければならない。ただし、電子申請の方法によらない場合は、エからツまでの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。追加審査及び随時審査においては次の各号に掲げる書類のうち、エからツまでの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。当該提出が郵送によるときは、消印の日を提出した日とみなす。

ア 入札参加資格審査申請書

イ 入札参加資格更新申請書

ウ 入札参加資格更新申請書「使用印鑑届」

エ 入札参加資格申請書補助シート

オ 入札参加資格審査申請書「使用印鑑届」

カ 業者情報入力票

キ 登録証明書

ク 基準日直前1年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書

ケ 人的関係に関する申告書

コ 商業登記事項証明書

サ 市税の納付又は納入状況照会

に関する同意書 <u>ス</u> 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 <u>セ</u> 市・県民税の特別徴収義務者の指定書の写し <u>ソ</u> 代表者身元証明書 <u>タ</u> 登記されていないことの証明書 <u>チ</u> 法人番号を確認できる書類の写し（法人番号を有する者のみ） <u>ツ</u> その他必要と認める書類 (2) (略) 5～9 (略) 第4 物品購入に係る競争入札等参加者に必要な資格 1～3 (略) 4 申請書等の提出 入札参加資格の審査を受けようとする者は、定期審査においては次の各号に掲げる書類のうち、第1号に掲げる書類は11月1日から11月30日までの間に電子申請し、電子申請した当該第1号に掲げる書類及び第2号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を11月30日までに提出しなければならない。ただし、電子申請の方法によらない場合は、第4号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。追加審査及び随時審査においては次の各号に掲げる書類のう	に関する同意書 <u>シ</u> 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 <u>ス</u> 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し <u>セ</u> 代表者身元証明書 <u>ソ</u> 登記されていないことの証明書 <u>タ</u> 法人番号を確認できる書類の写し（法人番号を有する者のみ） <u>チ</u> その他必要と認める書類 (2) (略) 5～9 (略) 第4 物品購入に係る競争入札等参加者に必要な資格 1～3 (略) 4 申請書等の提出 入札参加資格の審査を受けようとする者は、定期審査においては次の各号に掲げる書類のうち、第1号に掲げる書類は11月1日から11月30日までの間に電子申請し、電子申請した当該第1号に掲げる書類及び第2号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を11月30日までに提出しなければならない。ただし、電子申請の方法によらない場合は、第4号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。追加審査及び随時審査においては次の各号に掲げる書類のう
--	--

ち、第4号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。当該提出が郵送によるときは、消印の日を提出した日とみなす。 (1) 入札参加資格審査申請書 <u>(2) 入札参加資格更新申請書「使用印鑑届」</u> <u>(3) 入札参加資格更新申請書補助シート</u> <u>(4) 入札参加資格審査申請書「使用印鑑届」</u> <u>(5) 業者情報入力票</u> <u>(6) 基準日直前1年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書</u> <u>(7) 人的関係に関する申告書</u> <u>(8) 商業登記事項証明書</u> <u>(9) 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書</u> <u>(10) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書</u> <u>(11) 市・県民税の特別徴収義務者の指定書の写し</u> <u>(12) 代表者身元証明書</u> <u>(13) 登記されていないことの証明書</u> <u>(14) 法人番号を確認できる書類の写し（法人番号を有する者のみ）</u> <u>(15) その他必要と認める書類</u>	ち、第4号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。当該提出が郵送によるときは、消印の日を提出した日とみなす。 (1) 入札参加資格審査申請書 <u>(2) 入札参加資格更新申請書</u> <u>(3) 入札参加資格更新申請書「使用印鑑届」</u> <u>(4) 入札参加資格申請書補助シート</u> <u>(5) 入札参加資格審査申請書「使用印鑑届」</u> <u>(6) 業者情報入力票</u> <u>(7) 基準日直前1年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書</u> <u>(8) 人的関係に関する申告書</u> <u>(9) 商業登記事項証明書</u> <u>(10) 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書</u> <u>(11) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書</u> <u>(12) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し</u> <u>(13) 代表者身元証明書</u> <u>(14) 登記されていないことの証明書</u> <u>(15) 法人番号を確認できる書類の写し（法人番号を有する者のみ）</u> <u>(16) その他必要と認める書類</u>
--	---

5～9 (略)

第5 業務委託・賃貸借に係る競争入札
等参加者に必要な資格

1～3 (略)

4 申請書等の提出

入札参加資格の審査を受けようとする者は、定期審査においては次の各号に掲げる書類のうち、第1号に掲げる書類は11月1日から11月30日までの間に電子申請し、電子申請した当該第1号に掲げる書類及び第2号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を11月30日までに提出しなければならない。ただし、電子申請の方法によらない場合は、第4号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。追加審査及び随時審査においては次の各号に掲げる書類のうち、第4号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。当該提出が郵送によるときは、消印の日を提出した日とみなす。

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 入札参加資格更新申請書「使用印鑑届」

(3) 入札参加資格更新申請書補助シート

5～9 (略)

第5 業務委託・賃貸借に係る競争入札
等参加者に必要な資格

1～3 (略)

4 申請書等の提出

入札参加資格の審査を受けようとする者は、定期審査においては次の各号に掲げる書類のうち、第1号に掲げる書類は11月1日から11月30日までの間に電子申請し、電子申請した当該第1号に掲げる書類及び第2号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を11月30日までに提出しなければならない。ただし、電子申請の方法によらない場合は、第4号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。追加審査及び随時審査においては次の各号に掲げる書類のうち、第4号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。当該提出が郵送によるときは、消印の日を提出した日とみなす。

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 入札参加資格更新申請書

(3) 入札参加資格更新申請書「使用印鑑届」

(4) 入札参加資格申請書補助シート

<u>(4)</u> 入札参加資格審査申請書「使用印鑑届」 <u>(5)</u> 業者情報入力票 <u>(6)</u> 基準日直前1年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書 <u>(7)</u> 人的関係に関する申告書 <u>(8)</u> 商業登記事項証明書 <u>(9)</u> 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書 <u>(10)</u> 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 <u>(11)</u> 市・県民税の特別徴収義務者の<u>指定書の写し</u> <u>(12)</u> 代表者身元証明書 <u>(13)</u> 登記されていないことの証明書 <u>(14)</u> 法人番号を確認できる書類の写し（法人番号を有する者のみ） <u>(15)</u> その他必要と認める書類 5～9 （略）	<u>(5)</u> 入札参加資格審査申請書「使用印鑑届」 <u>(6)</u> 業者情報入力票 <u>(7)</u> 基準日直前1年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書 <u>(8)</u> 人的関係に関する申告書 <u>(9)</u> 商業登記事項証明書 <u>(10)</u> 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書 <u>(11)</u> 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 <u>(12)</u> 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の<u>写し</u> <u>(13)</u> 代表者身元証明書 <u>(14)</u> 登記されていないことの証明書 <u>(15)</u> 法人番号を確認できる書類の写し（法人番号を有する者のみ） <u>(16)</u> その他必要と認める書類 5～9 （略）
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。